

京都市消防局訓令甲第3号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第1条中「防災対策室」を「防災危機管理室」に改める。

別表第2南消防署の項中「水槽車」の右に「大型はしご車」を加え、

「

南第6消防隊	大型はしご車
--------	--------

」を削り、「南第7消防隊」を「南第6消防隊」に改め、同表伏見消防署の項中

「

伏見第4救急隊	救急車	向島消防出張所
---------	-----	---------

」を

「

伏見第4救急隊	救急車	向島消防出張所
伏見第5救急隊	救急車	南浜消防出張所

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

- 2 京都市消防局企画推進主任等設置規定の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「防災対策室長」を「防災危機管理室長」に改める。